

第 7 回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会資料

【令和 6 年度地域の駐車・交通対策実施計画（案）】

目次

	Page
I. 令和 6 年度地域の駐車・交通対策実施計画（案）	01

令和 5 年（2023 年）10 月 5 日
豊島区 都市整備部 都市計画課

I. 令和6年度地域の駐車・交通対策実施計画（案）

（１）地域の駐車・交通対策の概要

- 池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアルにおいて、運用協議会は、地区の特性に応じた駐車施設の整備の促進及び適用地区における駐車施設の効率的な活用等のため、地域ルールの適用を受ける事業者が負担する地域貢献協力を原資として、「地域の駐車・交通対策」を実施するものとしている。
- 地域の駐車・交通対策の実施にあたっては、区と協議の上、年度毎の実施計画（案）を作成し、運用委員会にこれを諮り、その承認をもって実施計画として策定するものとしている。

＜地域貢献協力金によるまちづくりのイメージ＞



（２）これまでの地域の駐車・交通対策の実績

（名称）共同荷さばき駐車施設の整備

（時期）令和3年度

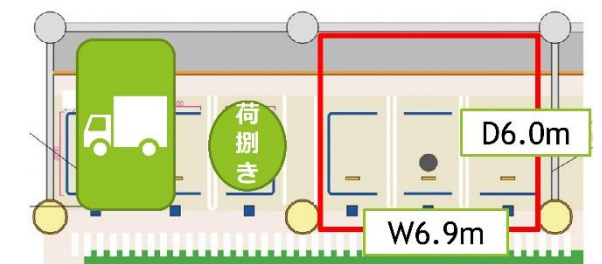
（助成金額）932,690円

（助成対象項目）線引き工事費、スタンド購入費

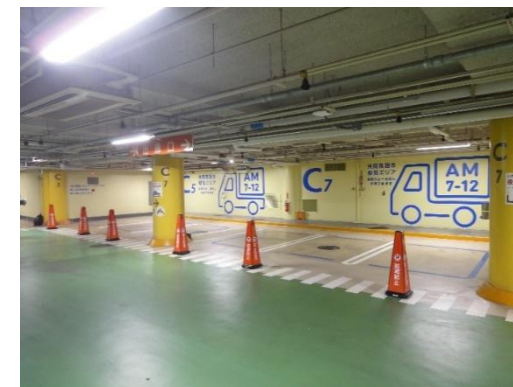
（概要）



普通車マス3台分を
荷さばきスペース1台に活用



活用イメージ（全体）



工事完了



工事完了

（名称）荷さばきルール運用協議会にて実施する啓発活動

（時期）令和3年度

（助成金額）96,930円

（助成対象項目）啓発活動参加者への謝礼、参加者が着用するチョッキ代、配布物の印刷代

（時期）令和4年度

（助成金額）961,900円

（助成対象項目）啓発活動参加者への謝礼、一般車両駐車抑制横断幕制作代、駐車状況調査費



啓発活動状況



横断幕製作（設置）



駐車状況調査

（３）令和６年度地域の駐車・交通対策実施計画の検討フロー

＜令和４年度末までの検討経過＞

- 駐車・交通対策実施計画の検討にあたっては、下記検討メニューの一覧表のとおり、「助成事業」および「自主事業」に分類し、対策の必要性及び実施にかかる費用等から実現性を評価し、メニュー毎に優先度を設定したもののから年度ごとに選定した。

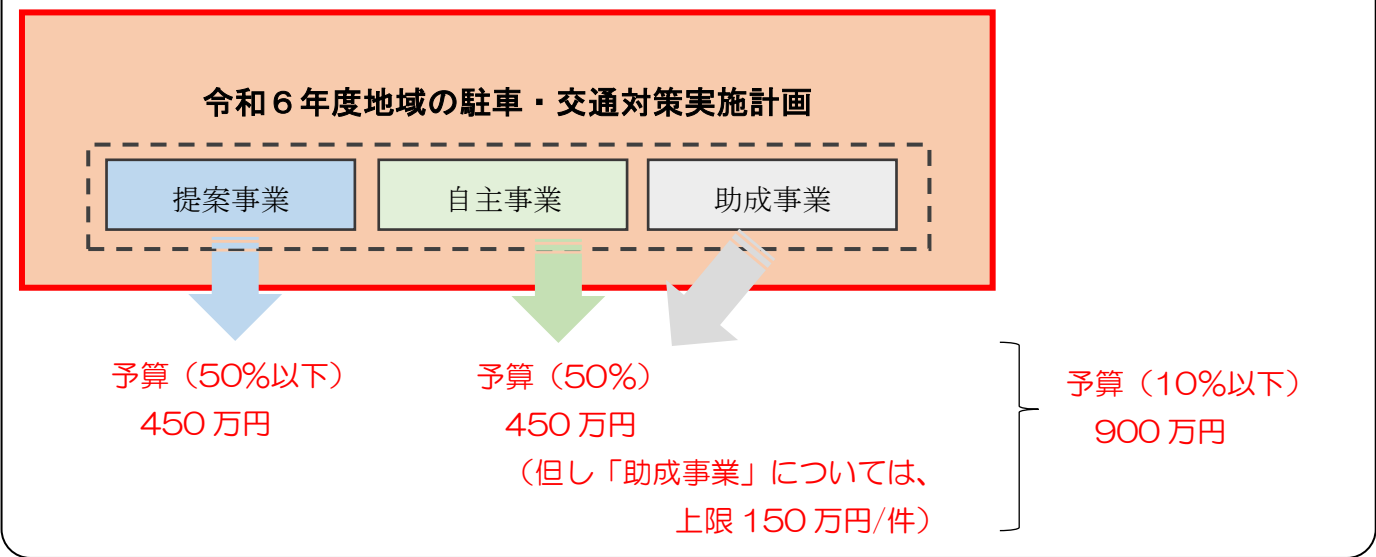
【参考１】地域の駐車・交通対策検討メニューの一覧表				
	① 共同簡易さき駐車施設活用促進助成 （既存駐車施設）	② 共同簡易さき駐車施設整備助成 （既存駐車施設）	③ 共同簡易さき駐車施設整備助成 （土地の賃貸）	④ 共同集約事業への助成
実施内容	共同簡易さき駐車施設をより多く活用 してもらうための対策に要する費用を 助成する	既存駐車施設の駐車マスを改変して、共同 簡易さき駐車施設を整備するに要する 費用及び関連設備費用の一部を助成する	空地などを共同簡易さき駐車施設にする ため、土地を賃貸（借入）する場 合に、事業者等に資料の一部を助成する	共同集約事業の確立に向けた社会実験 の実施費用の一部、共同集約事業を実施 する場合に事業費の一部を助成する。
実施場所	共同簡易さき駐車施設	共同で簡易さき利用可能な既存駐車場	貨物車が共同で簡易さき利用可能な駐 車区画	共同簡易さき駐車施設
助成対象経費	共同簡易さき駐車施設の活用促進に資 する費用 ※システム管理、経常運用経費（人件費 含む）は除く	駐車マスの大きさの改変に要する費用	貨物 駐車マスの整備に要する費用 ※助成率、期間については要検討	・社会実験の実施費用 ・事業費 ・配送費 ・共同集約施設（土地代を含む）の賃料 ※助成率、規模、期間については要検討
実施時期・期間	実施時	整備時	一定期間	一定期間
実施による効果	共同簡易さきスペースの活用促進による 路上簡易さき車両の軽減	貨物車の駐車施設利用促進による路上簡 易さき車両の軽減	共同簡易さきスペースの確保による路上 簡易さき車両の軽減	共同簡易さきの実施による路上簡易さ き車両の軽減
実施に向けた課題	「活用促進に資するもの」の助成対象項 目が不明確なため、内容、影響範囲、事 業検証等、助成対象として適切か検討が 必要	共同簡易さき駐車施設整備に関する方針 の整理が必要	・補助対象や対象施設の要件等の基準や はきが必要 ・長期間になると非常に大きな金額にな る可能性がある	・補助対象や対象施設の要件等の基準 が必要 ・事業の継続性が担保されない場合、助 成による費用対効果が小さくなること が懸念される ・事業が長期化する場合、採算性の確保 が必要となる。
優先度※	A	A	B	C
実施予定時期※	令和５年度～	令和３年度～	令和６年度以降	令和６年度以降

	⑤ 集約駐車施設整備助成 （既存駐車施設）（過年度から継続）	⑦ 交通環境改善事業の実施 （自主事業）（過年度から継続）	⑧ 駐車交通課題解消に資する調査 の実施（自主事業）	⑨ まちづくり団体への助成 （過年度から継続）	共同簡易さき駐車施設整備助成 （新築建築物）
実施内容	既存駐車施設の駐車マスを改変して、集約駐 車施設を整備するに要する費用及び関連設備 費用の一部を助成する	運用協議会が主体となり、交通 環境の改善や向上のために必要 な物品の購入や交通安全施設の 設置などの交通安全対策及び利 便性向上策を実施する	運用協議会が主体となり、交通課題調査、 駐車実態調査、路上駐車台数調査などの 駐車交通課題解消に資する調査を実施 する	提案する事業が、地域の交通課題に対 し、改善・貢献、もしくは「歩行者優先 のまちづくり」に資する対策に資する 費用を助成する	建物の建て替えや開発等に併せて集約駐 車施設を新設する場合に、設置台数に応 じた整備費用を助成する
実施場所	集約駐車施設を整備する建築物	地域ルール適用範囲周辺	地域ルール適用範囲周辺	地域ルール適用範囲周辺	共同簡易さき駐車施設を整備する建 物など
補助対象経費	駐車マスの大きさの改変に要する費用	事業実施に伴う費用	調査に要する費用	事業実施に伴う費用	共同簡易さき駐車施設の整備費
実施時期・期間	実施時	実施時	実施時	実施時	整備時
実施による効果	・現行の基準に適合した集約駐車施設の確保 ・集約駐車施設の確保による隣地・集約化の促 進	・地域ルール適用範囲周辺の交 通の安全性及び利便性の向上	・交通量や駐車場に関する実態の把握 ・調査結果のデータに基づく効率的な地 域ルールの運用の促進	・交通課題全体の改善 ・意識啓発	・集約駐車施設は特定利用者のための施設 であるため協力金の利用対象として 適切な検討が必要 ・設置者は、集約駐車施設に隣地受け入 れすることで収入が得られるため、設 置自体に助成する必要はないという考 え方もある
実施に向けた課題	・集約駐車施設は特定利用者のための施設であ るため、協力金の利用対象として適切か検討 が必要 ・設置者は、集約駐車施設に隣地受け入れる ことで収入が得られるため、設置自体に助成 する必要はないという考え方もある	・交通安全対策及び利便性向上 施策の目的、内容、実施時期等 について検討が必要	調査の目的、内容、実施時期等について 検討が必要	・実施事業と交通課題との関連性について 検討が必要 ・目的、内容、実施時期等について検討 が必要	・集約駐車施設は特定利用者のための施設 であるため協力金の利用対象として 適切な検討が必要 ・設置者は、集約駐車施設に隣地受け入 れすることで収入が得られるため、設 置自体に助成する必要はないという考 え方もある
優先度※	A	A	C	A	B

（４）令和６年度地域の駐車・交通対策実施計画（案）

１）枠組み

※R5 年 9 月末時点の法人会計現金預金約 9,000 万円



【実施内容】①提案事業（ガイドラインの課題への対応）

【実施予算額】450万円



■ 取組みまとめ表		短期（6年後）の取り組み	中期（13年後）の取り組み	長期（2035年以降）の取り組み
駐車・交通課題の整理	専門市庁の駐車課題の整理	地域ルールによる対策実施の進捗状況の把握を2035年まで継続		
	集約駐車施設の本質	地域ルールに基づく対策を継続 ・テストドライブを継続 ・共同集約システム導入 ・共同集約システム導入 ・共同集約システム導入	・共同集約システム導入 ・共同集約システム導入 ・共同集約システム導入	共同集約システムの 実施状況を把握し見直し
	観光バスの上乗車	サンシャインシティバス ターミナルの活用 空いたスペースに上乗車 施設の整備	・大型バスの乗り入れ状況を把握し見直し ・共同集約システム導入 ・共同集約システム導入	共同集約システムの 実施状況を把握し見直し
	貸用車の導入	地域ルールによる対策実施の進捗状況の把握を2035年まで継続 ・共同集約システム導入 ・共同集約システム導入	・共同集約システム導入 ・共同集約システム導入	共同集約システムの 実施状況を把握し見直し
駐車・交通課題の整理	民間への駐車需要の整理	地域ルールによる対策実施の進捗状況の把握を2035年まで継続	・共同集約システム導入 ・共同集約システム導入	共同集約システムの 実施状況を把握し見直し
	民間需要の整理	特定事業者による対策実施の進捗状況の把握を2035年まで継続	・共同集約システム導入 ・共同集約システム導入	共同集約システムの 実施状況を把握し見直し
	集約駐車施設の本質、質	地域ルールによる対策実施の進捗状況の把握を2035年まで継続	・共同集約システム導入 ・共同集約システム導入	共同集約システムの 実施状況を把握し見直し
	二輪車用駐車施設の設置	地域ルールによる対策実施の進捗状況の把握を2035年まで継続	・共同集約システム導入 ・共同集約システム導入	共同集約システムの 実施状況を把握し見直し
駐車・交通課題の整理	集約駐車場の活用	地域ルールによる対策実施の進捗状況の把握を2035年まで継続	・共同集約システム導入 ・共同集約システム導入	共同集約システムの 実施状況を把握し見直し
	施設の活用とタクシー	地域ルールによる対策実施の進捗状況の把握を2035年まで継続	・共同集約システム導入 ・共同集約システム導入	共同集約システムの 実施状況を把握し見直し
	近隣駐車スペースの有効活用	地域ルールによる対策実施の進捗状況の把握を2035年まで継続	・共同集約システム導入 ・共同集約システム導入	共同集約システムの 実施状況を把握し見直し
	他のモビリティとの連携	地域ルールによる対策実施の進捗状況の把握を2035年まで継続	・共同集約システム導入 ・共同集約システム導入	共同集約システムの 実施状況を把握し見直し
駐車・交通課題の整理	民間需要の整理	特定事業者による対策実施の進捗状況の把握を2035年まで継続	・共同集約システム導入 ・共同集約システム導入	共同集約システムの 実施状況を把握し見直し
	民間需要の整理	特定事業者による対策実施の進捗状況の把握を2035年まで継続	・共同集約システム導入 ・共同集約システム導入	共同集約システムの 実施状況を把握し見直し
	民間需要の整理	特定事業者による対策実施の進捗状況の把握を2035年まで継続	・共同集約システム導入 ・共同集約システム導入	共同集約システムの 実施状況を把握し見直し
	民間需要の整理	特定事業者による対策実施の進捗状況の把握を2035年まで継続	・共同集約システム導入 ・共同集約システム導入	共同集約システムの 実施状況を把握し見直し

令和６年度地域の駐車・交通対策実施計画へ反映

【実施内容】②助成事業
【実施予算額】450万円（③自主事業と併せて）

A 共同荷さばき駐車施設活用促進助成（既存駐車施設）

項目	内容
助成内容	共同荷さばき駐車施設をより多く活用してもらうための対策に要する費用を助成する
助成比率	実施に要する費用の100%
助成対象	地域ルール適用地区内の既存駐車施設
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

B 共同荷さばき駐車施設整備助成（既存駐車施設）

項目	内容
助成内容	既存駐車施設の駐車マスを改変して、共同荷さばき駐車施設を整備するのに要する費用及び関連設備費用の一部を助成する
助成比率	実施に要する費用の100%
助成対象	地域ルール適用地区内の既存駐車施設
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

C 集約駐車施設整備助成（既存駐車施設）

項目	内容
助成内容	既存駐車施設の駐車マスを改変して、集約駐車施設を整備するのに要する費用及び関連設備費用の一部を助成する
助成比率	改変に要する費用の100%
助成対象	地域ルール適用地区内の既存駐車施設
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

D バリアフリー化への整備助成（既存駐車施設）

項目	内容
助成内容	既存駐車施設における移動制約者対応として、バリアフリー経路の整備、障害者用駐車マスへの改変に要する費用を助成する
助成比率	実施に要する費用の100%
助成対象	地域ルール適用地区内の既存駐車施設（個人宅の既存駐車施設は除く）
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

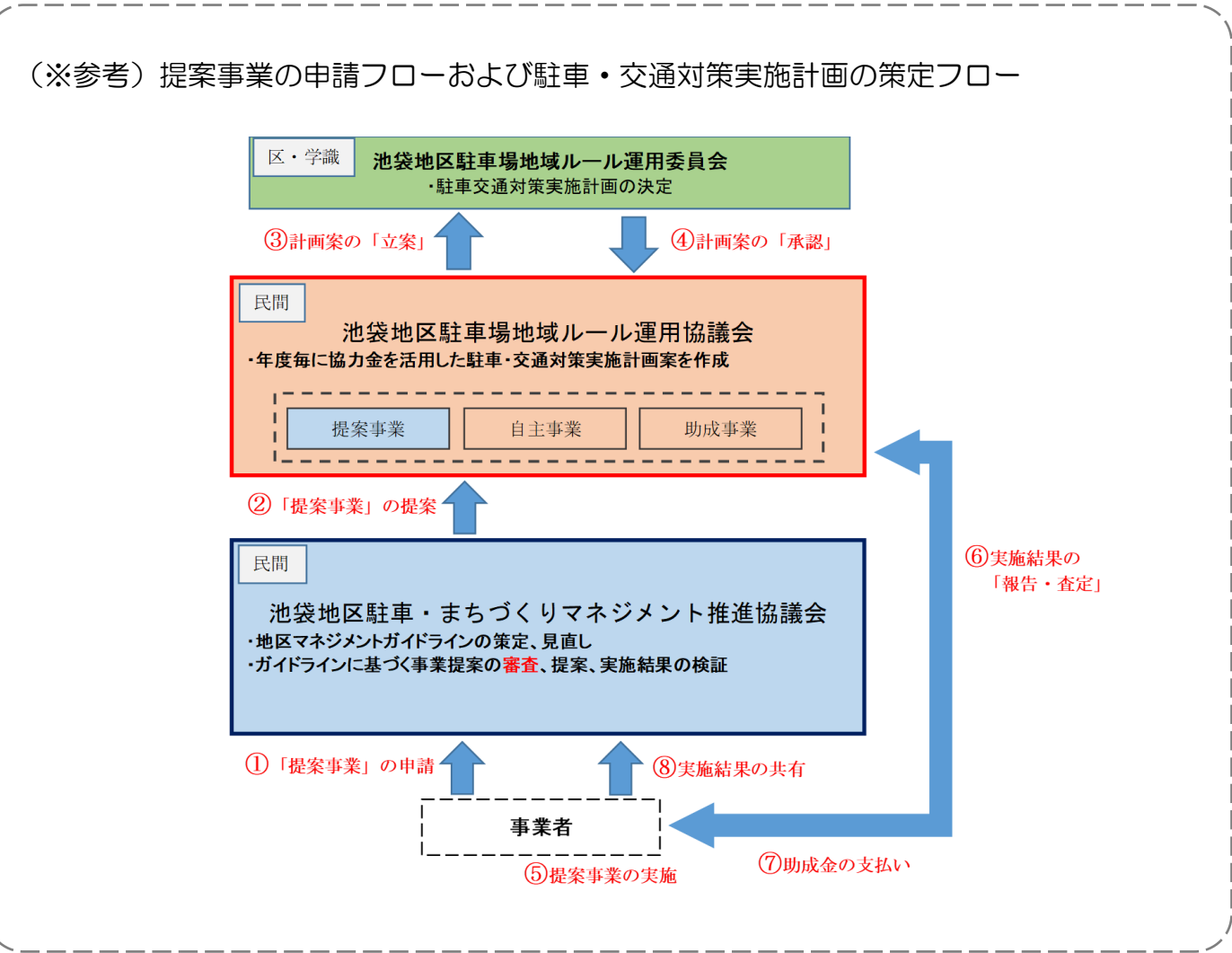
【実施内容】③自主事業
【実施予算額】450万円（②助成事業と併せて）

A 交通環境改善事業の実施

項目	内容
事業内容	運用協議会が主体となり、交通環境の改善や向上のために必要な物品の購入や交通安全施設の設置などの交通安全対策及び利便性向上策を実施する
実施場所	地域ルール適用範囲周辺
実施要件	池袋地区駐車場地域ルール運用協議会理事会にて採択されたもの

B 駐車交通課題解消に資する調査の実施

項目	内容
事業内容	運用協議会が主体となり、交通量調査、駐車場実態調査、路上駐車台数調査などの駐車交通課題解消に資する調査を実施する
実施場所	地域ルール適用範囲周辺
実施要件	池袋地区駐車場地域ルール運用協議会理事会にて採択されたもの



(5) 令和6年度における提案事業について

○ 令和5年9月11日に開催された「池袋地区駐車・まちづくりマネジメント推進協議会」にて審査・採択された令和5年度事業は、以下2件となる。

【案件①】

事業名称：令和6年度 荷さばきルール啓発活動
助成金交付申請額：2,170,942 円
申請事業者：南北区道周辺荷さばきルール運用協議会

【案件②】

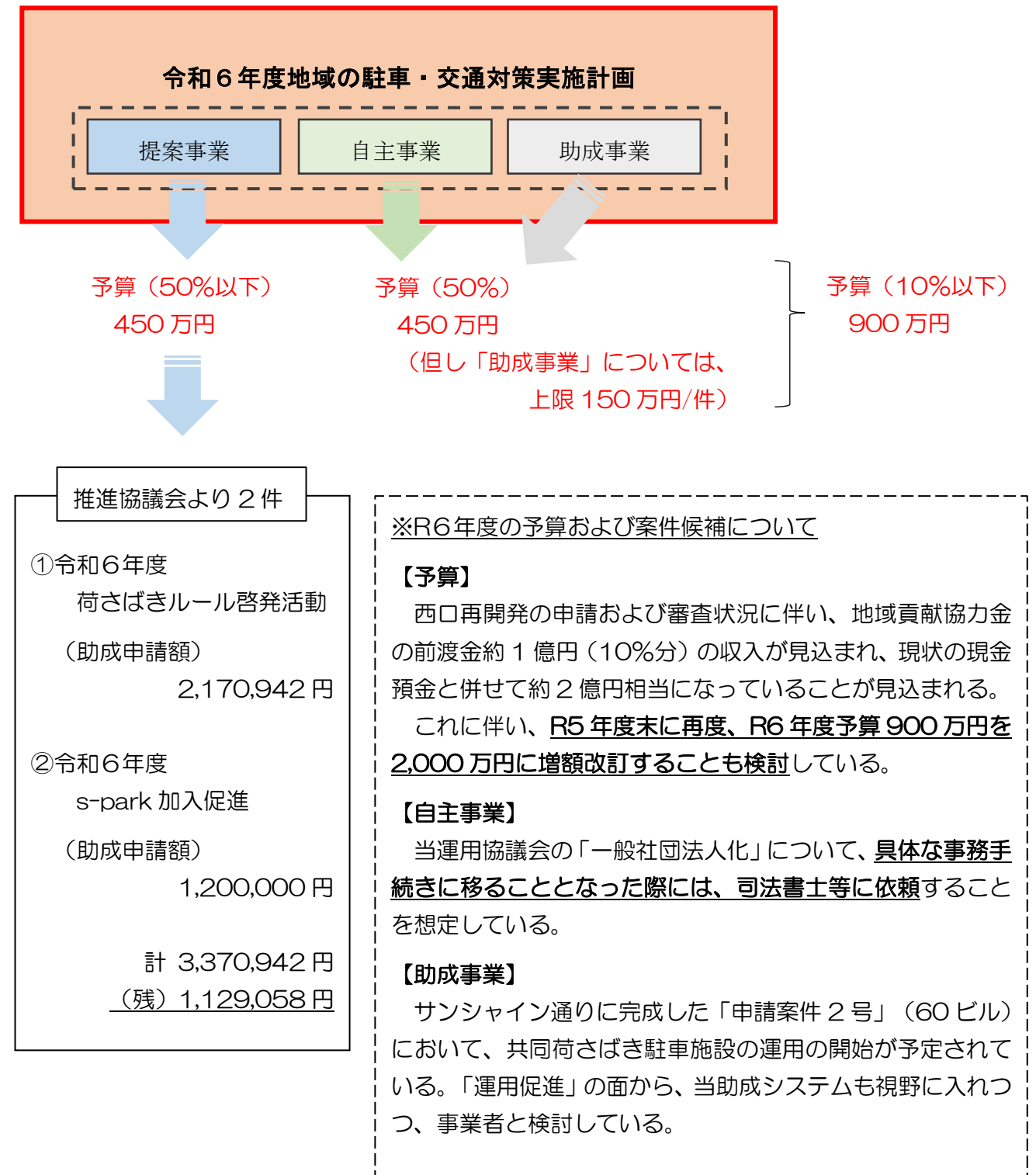
事業名称：令和6年度 S-PARK加入促進
助成金交付申請額：1,200,000 円
申請事業者：池袋地区駐車・まちづくりマネジメント推進協議会（事務局）

(6) 提案事業について（事業概要まとめ）

別紙参照

(7) 令和6年度地域の駐車・交通対策実施計画の状況について

※R5年9月末時点の法人会計現金預金約9,000万円



<提案事業様式-3：提案事業通知>			令和5年9月12日
池袋地区駐車場地域ルール運用協議会 理事長 額 栄一郎 様			
池袋地区駐車・まちづくりマネジメント推進協議会 会長 近藤 正仁 事務局：豊島区都市計画課交通政策担当課長 五十嵐 友 (公印省略)			
提案事業に関する通知書			
令和5年9月11日に開催された「池袋地区駐車・まちづくりマネジメント推進協議会」において、提案事業として採択されましたので、下記のとおり通知します。			
記			
提案事業	年度	令和6年度	
	提案事業の名称	令和6年度 荷さばきルール啓発活動	
	計画地	(地名地番) 東池袋 南北区道周辺 (住居表示) 東池袋1丁目20付近	
	事業に要する予算総額	2,170,942 円	
	助成金交付申請額	2,170,942 円	
事業	事業の開始及び完了予定年月日	令和6年4月1日～令和7年1月31日予定	
	申請者連絡先	部署：南北区道周辺荷さばきルール運用協議会 事務局 氏名：木下 透 井上 真理 電話：03-4566-2635 E-mail：tooru-01-kinoshita@city.toshima.lg.jp mari-52-inoue@city.toshima.tokyo.jp	
備考			

提案事業に関する採択通知書
(①令和6年度荷さばきルール啓発活動)

<提案事業様式-3：提案事業通知>			令和5年9月12日
池袋地区駐車場地域ルール運用協議会 理事長 額 栄一郎 様			
池袋地区駐車・まちづくりマネジメント推進協議会 会長 近藤 正仁 事務局：豊島区都市計画課交通政策担当課長 五十嵐 友 (公印省略)			
提案事業に関する通知書			
令和5年9月11日に開催された「池袋地区駐車・まちづくりマネジメント推進協議会」において、提案事業として採択されましたので、下記のとおり通知します。			
記			
提案事業	年度	令和6年度	
	提案事業の名称	令和6年度 s-park 加入促進	
	計画地	(地名地番) 池袋地区駐車場地域ルール 対象範囲 (住居表示)	
	事業に要する予算総額	1,200,000 円	
	助成金交付申請額	1,200,000 円	
事業	事業の開始及び完了予定年月日	令和6年4月1日～令和7年2月29日	
	申請者連絡先	部署：池袋地区駐車・まちづくりマネジメント推進協議会 事務局 氏名：青木 吾十郎 電話：03-4566-2635 E-mail：koushirou-01-aoki@city.toshima.lg.jp	
備考			

提案事業に関する採択通知書
(②令和6年度 S-PARK 加入促進)

